

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○県営土地改良事業計画を定めた件

○道路の区域を変更する件二件

公告

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件

四三
四三
四四
四四
四六

告示

福島県告示第六百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年九月二十四日から同年十月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島ショッピングセンター 福島県福島市太田町十三・四
- 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし
- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、日照田池（第3）地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和七年九月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

令和七年九月二十五日から
同年十月十四日まで（二十日間）

縦覧の場所

須賀川市役所

その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第六百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所です。令和七年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
一般国道 二八八号	田村市船引町春山字赤 間田三一第一地先から 同 市常葉町西向字米 粉原三六番七地先まで 田村市船引町春山字赤	変更前 変更後	A 七・五 四〇・五 B 一九・六	六、七六七・六 二、八七〇・八

間田三一番一地从先から 同 市船引町船引字上 大平八七番一地从先まで	変更後	一〇〇・八	
田村市船引町春山字赤 間田三一番一地从先から 同 市船引町船引字館 柄前一〇二番一地从先ま で	A一 七・六ゝ 五三・五	五、三九二・四	
田村市船引町船引字館 柄前一〇二番一地从先か ら	A二 五・三ゝ 二七・八	一、〇二五・九	
同 市船引町船引字三 本棚九番一地从先まで	A三 七・三ゝ 一四・三	一二五・〇	
田村市船引町船引字三 本棚九番一地从先から			
同 市常葉町西向字米 粉原一九番一八地先ま で			
田村市船引町春山字赤 間田三一番一地从先から	B一 一一・四ゝ 一三六・五	一、九二〇・〇	
同 市船引町船引字花 木内六八番一地从先まで	B二 一三・六ゝ 一一八・五	八六六・〇	
田村市船引町船引字花 木内七一番一地从先から			
同 市船引町船引字高 平二三番一地从先まで	B三 一七・五ゝ 八八・八	八四・八	
田村市船引町船引字高 平二三番一地从先から			
同 市船引町船引字上 大平八七番一地从先まで	B四 一八・四ゝ 五三・二	二一八・三	
田村市船引町船引字上 大平八七番一地从先から	C 一四・四ゝ 二六一・四	三、八八〇・九	
同 市常葉町西向字米 粉原一九番一八地先ま			

で

(道路計画課)

福島県告示第六百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年九月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道下郷 会津本郷 線	南会津郡下郷町大字大 内字小野嶽四八番い小 班地先から 同 郡同 町大字大 内字小野嶽四八番ろ一 小班地先まで	変更前 変更後	三八・四ゝ 五七・〇	一一・四
		変更後	五七・〇ゝ 一六一・六	一一・四

(道路計画課)

公告

公告第百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十四条において準用する同法第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった。
令和七年九月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津南部土地改良区連合
退任した役員
役別 氏名 住所
理事 白井 康友 会津若松市門田町大字一ノ堰字村西八番地
同 成田 幸意 同 市門田町大字黒岩字若宮一番地

同 三澤 隆晴 河沼郡湯川村大字熊ノ目字居花一四三〇番地
監事 佐瀬 宗司 会津若松市神指町大字南四合字深川八四番地

(農村計画課)

公告第百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、双葉町から双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和七年九月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、双葉町から双葉都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和七年九月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)